令和８年度第１回昭島市児童発達支援計画審議会　次第

日時：令和８年７月 10 日（金）
午後６時 30 分から
会場：市役所３階　庁議室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　委員紹介

４　会長・副会長の選任

５　諮問

６　議　題
（１）　計画の概要と目的
（２）　計画の全体構成案
（３）　児童発達支援計画（骨子案）第１章～第２章について
（４）　その他

７　閉会

＜配布資料＞
・ 昭島市児童発達支援計画審議条例
・ 昭島市児童発達支援計画審議会委員名簿
・ 開催スケジュール
＜事前配布＞
・ 昭島市児童発達支援計画（令和４年度～令和８年度）
・ 昭島市児童発達支援計画　中間報告書
・ 昭島市児童発達支援計画　骨子案（第２章まで）
・ 昭島市児童発達支援計画　全体構成案

昭島市児童発達支援計画審議会条例

（設置）

第１条　児童発達支援の推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を策定するため、昭島市児童発達支援計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、支援計画（児童発達支援センターの整備計画を含む。）に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

（１）　学識経験のある者　２人以内

（２）　関係機関を代表する者　４人以内

（３）　医師　１人以内

（４）　臨床心理士　１人以内

（５）　事業主を代表する者　２人以内

（６）　市民　４人以内（うち公募による市民３人以内）

２　市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

３　委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会長は、審議会の議長となる。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第６条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第７条　審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、児童発達支援担当課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

児童発達支援計画審議会委員	日額	10,000円

昭島市児童発達支援計画審議会　委員名簿

令和８年６月１日

選出区分	氏　名	備　考
学識経験のある者	竹内　康二	明星大学心理学部心理学科教授
	森本　弘子	昭島市公立小学校校長会（共成小学校）
関係機関を代表する者	石原　幾子	西多摩療育支援センター　上代継診療所 リハビリテーション科　作業療法士
	熊谷　浩二	児童発達支援センター（子ども発達プラザ　ホエール） 施設長
	西田　玉恵	ゆらり相談支援事業所
	松本　智子	昭島市民生委員・児童委員協議会　主任児童委員
医師	長瀬　幸弘	昭島市医師会（高月病院）
臨床心理士	松嵜　くみ子	跡見学園女子大学　非常勤講師
事業主を代表する者	石川　勇	昭島市私立幼稚園長協会
	照田　英明	昭島市保育園長会長
市民	新井　麻美	公募市民
	斉藤　幸子	市民（昭島市自治会連合会）
	福森　由美	公募市民
	松本　央子	公募市民

敬称略・各区分内の氏名は五十音順

令和８年度　昭島市児童発達支援計画審議会

開催スケジュール

令和８年７月 10 日時点

令和 ８年度	開催時期	場所	内　　容
第１回	７月 10 日 （金）	市役所 庁議室 （３階）	○ 委員委嘱 ○ 諮問 ○ 計画の概要と目的 ○ 「児童発達支援計画　中間報告書」について ○ 計画案　第１～２章（一部）の審議 ○ 今後の予定について
第２回	８月 21 日 （金）	アキシマ エンシス 302～304	○ 計画案　第１～２章（一部）の審議 ○ 計画案　第３章の審議 ○ 計画案　第４章（一部）の審議
第３回	10 月 15 日 （木）	アキシマ エンシス 202～205	○ 計画案　第３章の審議 ○ 計画案　第４章の審議
第４回	11 月 18 日 （水）	アキシマ エンシス 201	○ 計画案　第４章の審議 ○ 計画案　第５章の審議 ○ パブリックコメントについて
―	１２月～ １月	―	○ パブリックコメント
第５回	２月５日 （金）	アキシマ エンシス 201	○ パブリックコメント結果報告 ○ 資料編、最終調整、計画案の確定
―	２月～３月	市役所	○ 答申（会長・副会長のみ）

※審議会は午後６時 30 分開始予定

＜昭島市児童発達支援計画（令和９年度～令和 13 年度（仮））　全体構成案＞

令和８年７月３日時点

	大項目	構成の方向	検討・審議
第１章 計画の策定にあたって	１　計画策定の趣旨 ２　計画策定の背景 ３　計画の位置づけ ４　計画の期間 ５　計画の基本理念	計画策定の趣旨及び前提となる諸条件等を記載します。 ３は、関連法や国や都の関連計画、市の上位計画や関連計画との位置付けを図示して説明します。	第１回 （第２回）
第２章 昭島市における児童発達支援の現状及び課題	１　人口の状況と推移 ２　子育て施策の状況 ３　昭島市児童発達支援計画における取組と課題	昭島市の動向や現状を記載し、課題や施策提案の根拠を記載します。 １は、本市の人口、出生数の推移を記載します。 ２は、幼稚園や保育施設等の入所状況、各相談窓口の相談件数、事業の利用状況、特別支援教育の利用状況等を記載します。 ３は、令和７年度に作成した「児童発達支援計画　中間報告書」を基に、基本目標ごとに【主な取組】と【課題】を記載します。	１～２： 第１回、第２回 ３：第２回
第３章 計画の基本的な考え方	１　基本的視点 ２　基本目標 ３　施策の体系	計画の根幹となる、昭島市の児童発達支援計画の基本目標や支援の方針を記載します。 ３は、計画の基本理念、目標、取組を体系図で示します。	第２回 （第３回）
第４章 基本的な取組と事業の展開	１　早期の気づきと早期対応の充実 ２　学齢期における支援の充実 ３　関係機関との連携体制の構築 ４　保護者への支援体制の整備と充実 ５　要配慮児童を取り巻く環境の整備	第３章で示した基本的な取組ごとに、主要施策（事業）について詳しく記載します。 主要施策について、事業名、事業内容、担当課を記載します。 事業の説明が分かりやすくなるよう、必要に応じて図や表を添付します。	１：第２回 ２～５：第３回 （第４回）
第５章 計画の推進と進行管理	１　計画推進の考え方 ２　計画の進行管理	計画の推進と進行管理について、図示も用いながら記載します。	第４回
資料編	条例　名簿　審議会開催状況　用語解説 子どもの権利条約		第５回

※第４回では、第１章～第５章の計画の素案全体を審議する予定です。第５回では、パブリックコメントの意見を反映させた計画案を審議する予定です。

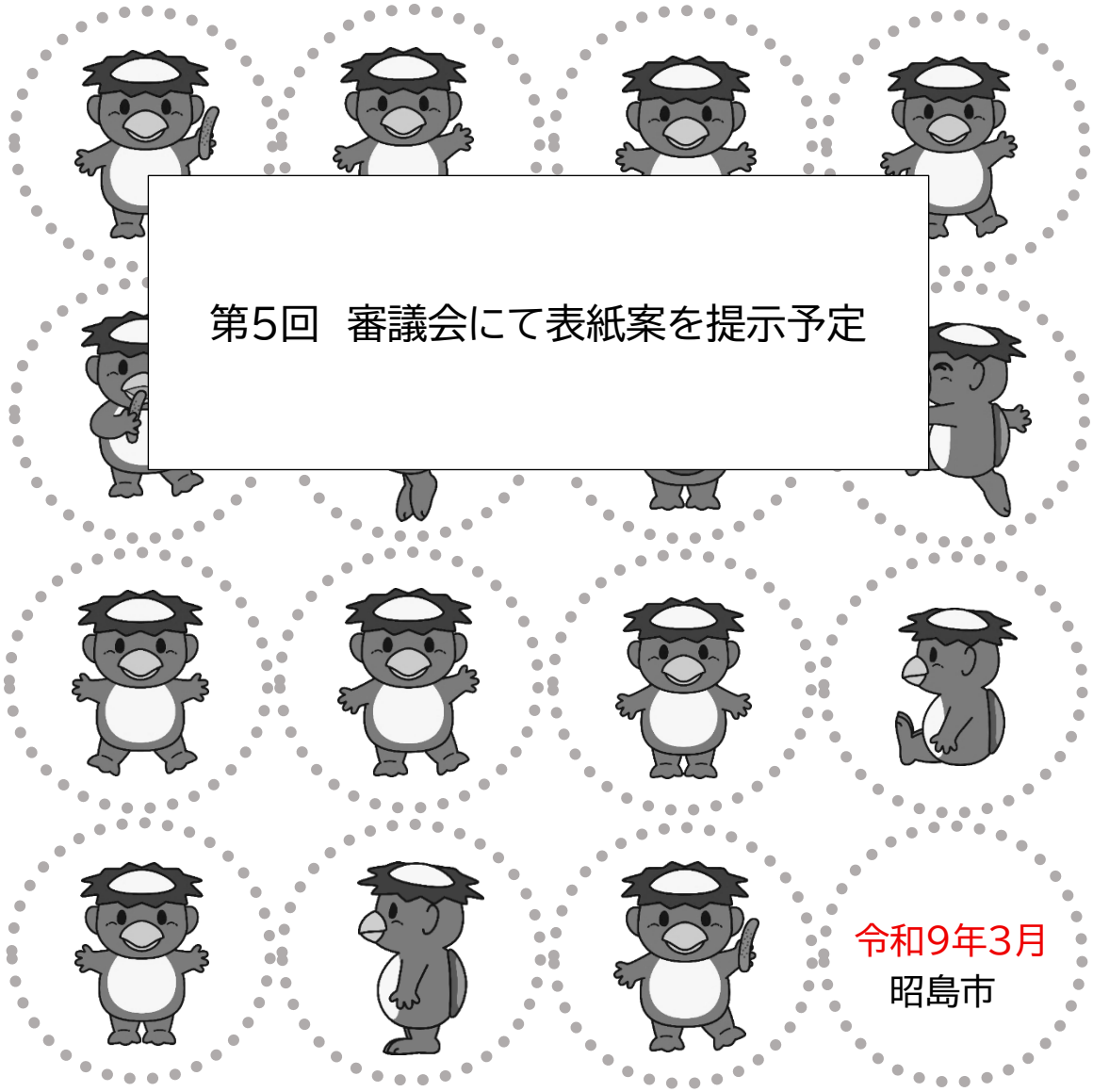
赤字：改正案

黒字：変更なし

グレー：改正未

昭島市児童発達支援計画

令和9年度～令和13年度（骨子案）



令和9年3月

昭島市

昭島市公式キャラクター　ちかっぱー

はじめに

近年、子どもの出生数が減少傾向にある中、児童発達支援の利用児童数は年々増加しており、その特性に早期に気づき、その子どもに合わせた支援へとつなげることが求められています。

昭島市では、平成 27 年3月に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」及び平成 28 年3月に策定した「(仮称)昭島市児童発達支援センター詳細計画」に基づき、教育部門や関係機関と連携を図りながら、児童の発達支援に関する様々な事業を展開してきました。

こうした中、令和 2 年 1 月に児童発達支援センター「子ども発達プラザ　ホエール」が開設されたほか、教育部門と福祉部門が密接に連携する「教育・発達総合相談」の開設など、既定の計画策定時とは状況が変化し[redacted]支援計画」を策定いたしました。

第5回　審議会にて提示予定

本計画は、特別[redacted]機関や地域との連携、保護者に対する支援、子どもを取り巻く環境の整備など総合的な支援体制を構築し、それぞれの子どものライフステージと特性に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画となっています。

私は、市長就任以来、まちづくりの普遍的な理念である人間尊重に基づき、人種や性別、価値観などの違いにかかわらず、一人ひとりの尊厳を大切にした、多様性を認め合える地域社会の形成に努めて参りました。本計画の推進には、市民の皆様、関係機関及び市、それぞれが協力・連携してその役割を果たすことが重要と考えており、皆様のより一層のご理解・ご協力をお願い申しあげます。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました児童発達支援計画審議会委員の皆様、またパブリックコメントなどを通してご意見をお寄せいただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和９年３月

昭島市長　臼井伸介



目　次

第1章　計画の策定にあたって ―― 1

1 計画策定の背景…… 1
2 計画の位置づけ…… 2
3 計画の期間…… 2
4 計画策定の経過…… 3
5 計画の基本理念…… 3

第2章　昭島市における児童発達支援の現状及び課題 ―― 4

1 人口…… 4
2 子育…… 5
3 昭島市児童発達支援基本計画における取組と課題…… 11

第3章　計画の基本的な考え方 ―― 14

1 基本的視点…… 14
2 基本目標…… 15
3 施策の体系…… 16

第4章　基本的な取組と事業の展開 ―― 17

1 早期の気づきと早期対応の充実…… 18
2 学齢期における支援の充実…… 19
3 関係機関との連携体制の構築…… 21
4 保護者への支援体制の整備と充実…… 24
5 要配慮児童を取り巻く環境の整備…… 26

第5章　計画の推進と進行管理 ―― 28

1 計画推進の考え方…… 28
2 計画の進行管理…… 28

資料編

第4回　審議会にて案を提示予定

※本文中の「＊」がついた用語は、34 頁からの用語解説を参照してください。

第１章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化の進行や家族形態の多様化、地域におけるつながりの希薄化など、子どもの成長を取り巻く環境が大きく変化しています。また、発達に課題を抱える子どもや、支援を必要とする子どもへの早期支援の重要性が高まる中、支援ニーズは一層多様化・複雑化しています。このような状況下で、子どもと保護者が安心して生活し、適切で継続した支援を受けることができるよう、関係機関における一層の連携強化が求められています。

本市では、平成27年度に策定した「昭島市児童発達支援基本計画」、平成28年度に策定した「（仮称）昭島市児童発達支援センター詳細計画」に継ぐ計画として、令和4年3月に「昭島市児童発達支援計画（令和4年度～令和8年度）」を策定しました。計画に基づき、児童の発達支援に関する各種事業を総合的かつ体系的に実施しています。令和7年度には、計画策定から3年間（令和4年度～令和6年度）の実績や取組の効果、課題等について外部機関による評価を実施し、計画が着実に推進されている点と今後の取り組みに向けた課題・提言を示されました。

計画策定から5年が経過した今、本市の施策の大綱である「未来を担う子どもたちが育つまち」の実現に向け、現状に即した内容に改定し、令和9年度以降の「昭島市児童発達支援計画」を策定します。

2 計画策定の背景

（1） 国の動向

平成28年8月施行の発達障害者支援法改正では、発達障害児への支援を一層充実させるため、乳幼児期から学齢期、成人期までライフステージに応じた切れ目のない支援を推進することが明確化されました。早期発見・早期支援の推進に加え、保健・医療・福祉及び教育等の関係機関の連携強化、社会的障壁の除去や合理的配慮の提供を推進し、地域の中で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すことが示されました。

令和6年4月施行の児童福祉法改正では、児童が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、支援の提供体制の抜本的な見直しが図られました。児童発達支援センターを地域における障害児支援の中核的拠点として位置づけ、教育・保育施設、学校、障害児通所支援事業所等へ助言や援助を行うスーパーバイズ機能が明確化されました。また、障害の有無に関わらず地域で共に育つインクルージョンの推進、保護者を含めた家族支援の充実、児童の発達段階に応じた切れ目のない支援の推進等、高度な専門性を活かした機能の強化が示されました。

（2） 都の動向

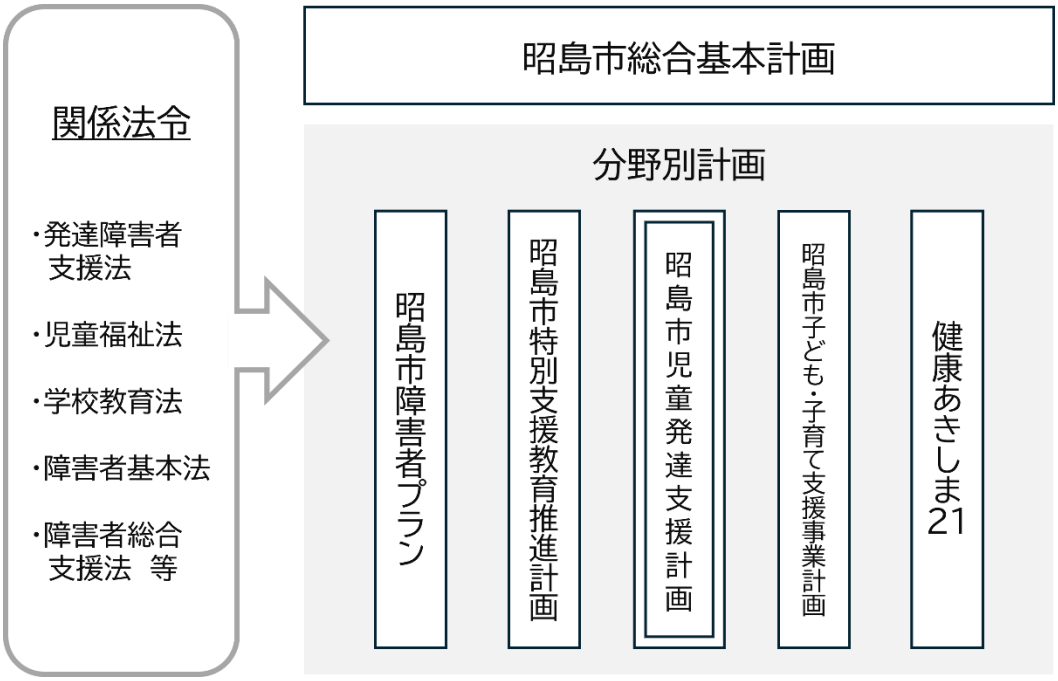
東京都特別支援教育推進計画（第二期）の基本理念は「共生社会*の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」としています。第三次実施計画（令和7年度～令和9年度）では、特別支援学校等に在籍する児童・生徒

数の増加等、社会状況の変化を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を推進しています。

また、東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）では、3つの理念を「Ⅰ　子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する　Ⅱ　安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する　Ⅲ　社会全体で、子供と子育て家庭を支援する」としています。障害児施策の充実として、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の整備、医療的ケア児及びその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるためのセンター機能の整備、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築等、支援の提供体制の充実を図っています。

3　計画の位置づけ

「昭島市児童発達支援計画」は、昭島市の最上位計画である「昭島市総合基本計画」の方向性を踏まえ、施策の分野ごとにより詳細な計画を示した分野別計画に位置づけられます。発達障害者支援法や児童福祉法等の関係法令、「昭島市障害者プラン」や「昭島市特別支援教育推進計画」、その他の関連する分野別計画と整合を図りつつ、対象を特別な配慮が必要と思われる0～18歳未満の児童（以下「要配慮児童」という。）とし、発達支援に係る分野について支援体制の確立を図るための計画とします。



4　計画の期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度から令和13（2031）年度までの5年間です。計画期間内にあっても、国内外の社会情勢の変化や国の制度改正等により大きな環境の変化が生じた場合には、必要に応じて事業の見直しを行うなど、柔軟に対応するものとします。

5　計画の基本理念

本計画では、基本理念を以下のように定め、要配慮児童が社会で自立できるよう、関係機関や地域との連携、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備など、総合的な支援体制を構築し、各ライフステージ*と個のニーズ（児童の特性）に応じた、適切で継続したサービスの提供を図るための計画とします。

基　本　理　念

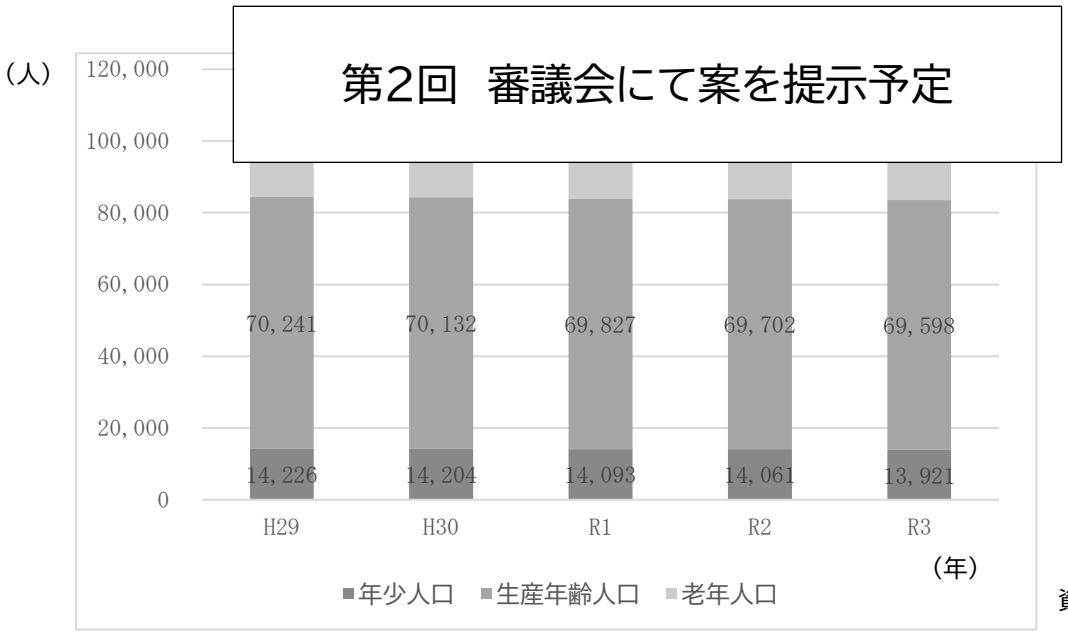
要配慮児童が地域の一員として自立することを支援する

第２章 昭島市における児童発達支援の現状及び課題

１ 人口の状況と推移

(1)人口の推移

本市の人口は、小さな増減を繰り返しながら近年は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在の総人口は 113,552 人となっています。年少人口(0～14 歳)・生産年齢人口(15～64 歳)はともに年々減少し、老年人口(高齢者人口、65 歳以上)が年々増加しており、少子高齢化が進行している状況にあります。

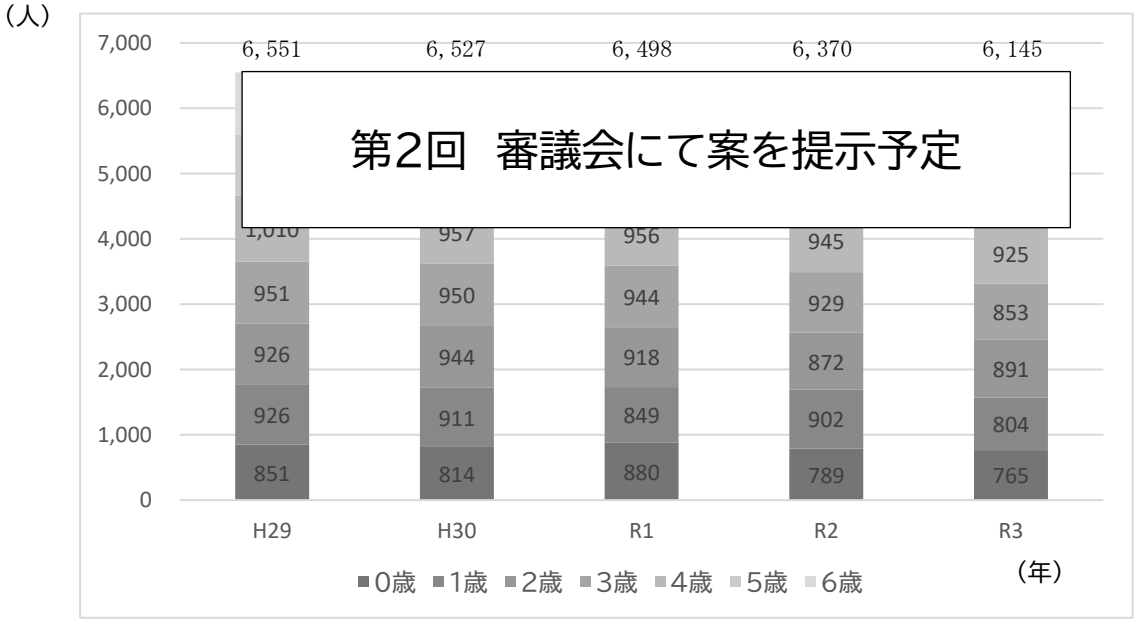


第2回 審議会にて案を提示予定

資料:昭島市市民課

(2)出生の状況

~~各年の4月1日現在の0歳～6歳の児童数は次のようになります。近年微減傾向にあり少子化が進行していますが、各年齢の割合に大きな差異はありません。~~



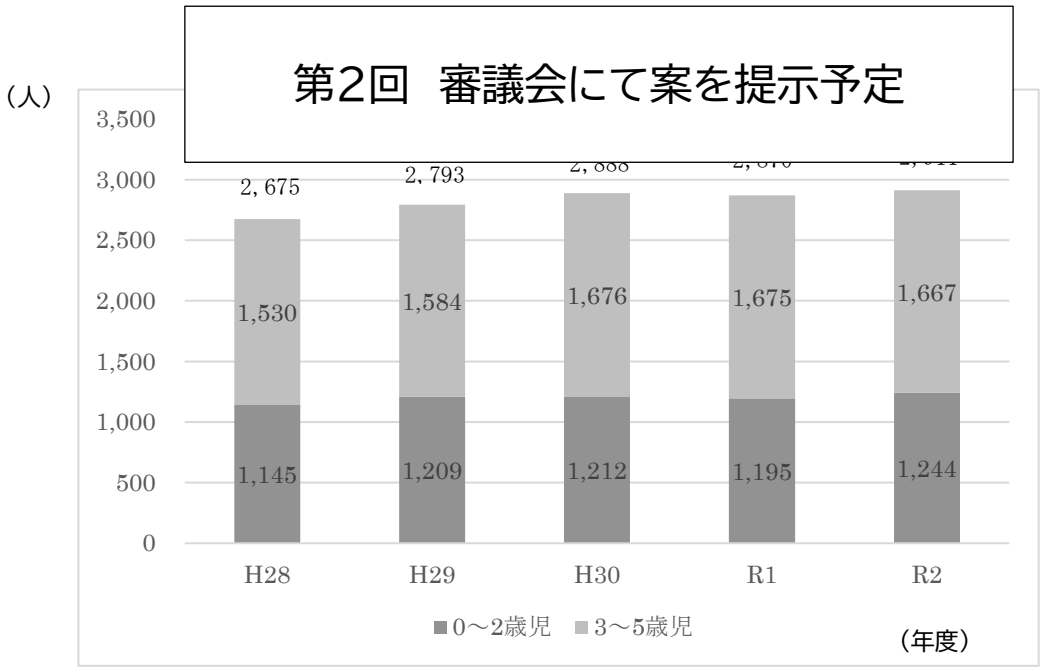
第2回 審議会にて案を提示予定

資料:昭島市市民課

2 子育て施策の状況

(1)保育所・認定子ども園の入所児童数

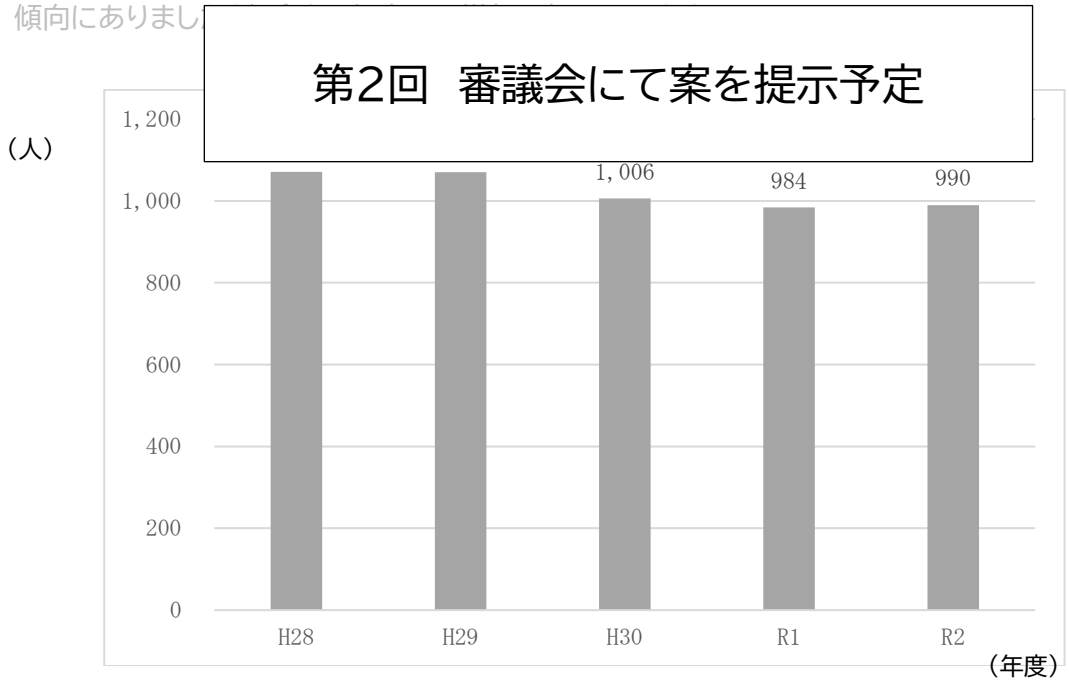
各年の4月1日現在の保育所と認定子ども園の入所児童数(認定子ども園に関しては2号、3号認定:児童が未就学児で保育を必要とする)は次のようになります。微減となった年度もあるものの、施設整備に伴い増加傾向にあります。



資料:昭島市子ども子育て支援課

(2)幼稚園・認定子ども園の入園児童数

各年の5月1日現在の幼稚園と認定子ども園の入園児童数(認定子ども園に関しては1号認定:児童が満3歳以上で保育を必要としない)は次のようになります。入園児童数は令和元年度までは減少傾向にありまし



資料:昭島市子ども子育て支援課

（3）教育・発達総合相談

第2回　審議会にて案を提示予定

①発達相談（未就学児）

未就学児の過去5年間の発達相談件数を掲載

②教育相談（学齢期の児童）

学齢期の過去5年間の教育相談件数を掲載

③就学・入級・転学相談

過去5年間の就学・入級・転学相談件数を掲載

（4）巡回相談事業

巡回相談事業は、特別な支援が必要と思われる児童に適切な対応を行えるよう、教育・保育施設*からの要望に基[illegible]の助言を行っています。

過去5年間の幼保相談件数を掲載

延べ利用施設数は増加していますが、相談件数は減少しています。

	延べ利用施設数						延べ相談件数					
	私立保育所	公立保[illegible]	私立	認定こども	地域型保育	合計	私立保	公立	私立	認定こども	地域型保育施設	合計
H28	43										3	424
H29	48										6	486
H30	49		5	2	2	58	388		19	14	4	425
R1	52		5	3	2	62	373		19	9	3	404
R2	57		5	3	2	67	321		20	17	10	368

第2回　審議会にて案を提示予定

※学童クラブ*の巡回相談については、市内の全ての学童クラブに、年3回巡回相談を実施しています。

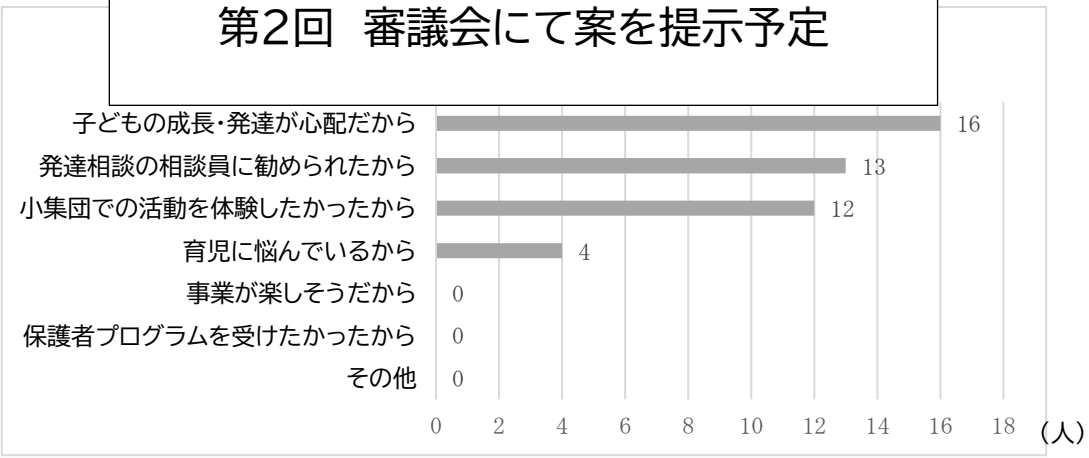
(5)親子発達支援事業

親子発達支援事業は、教育・発達総合相談で相談を受けた、発達に不安や心配のある乳幼児とその家族を対象に、小グループでの活動や遊びを通じて児童の心身の発達を促すとともに、保護者に対して、児童の特性や関わ 初年度は延べ306 組の親子の参

事業に関するアンケート調査の結果は、以下のとおりです。発達に関する不安や心配を軽減するなど、事業の実施について概ね満足が得られています。

過去5年間の事業利用者数を掲載

第2回　審議会にて案を提示予定

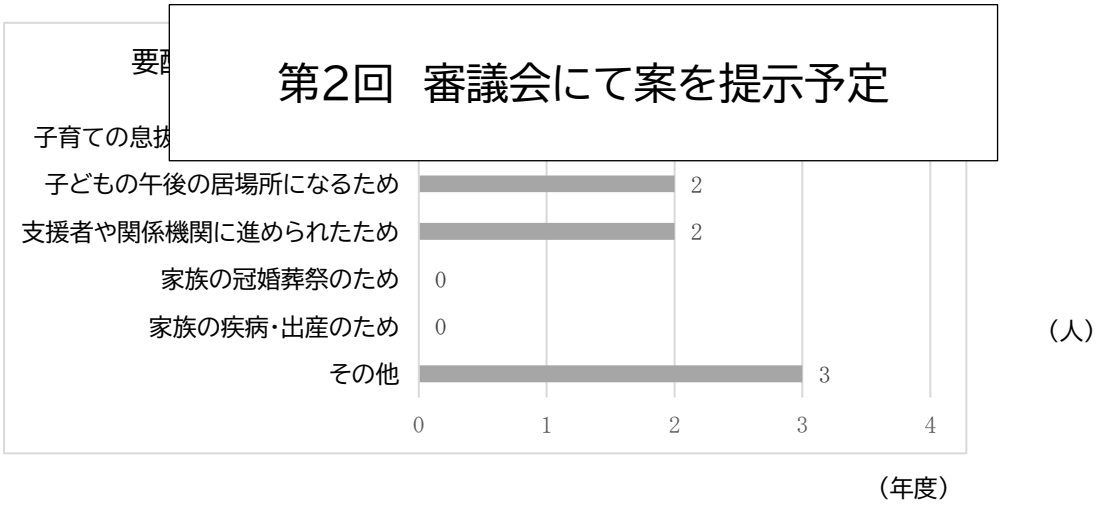


(6)要配慮児童一時預かり事業

要配慮児童一時預かり事業は、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童の保護者が病気、出産又は育児に疲れた時など、一時的に児童を預かる事業です。令和2年 10 月より実施しており、初年度は延べ62 す。事業の実施について概ね満足

過去5年間の事業利用者数を掲載

第2回　審議会にて案を提示予定



（7）障害児通所給付の状況

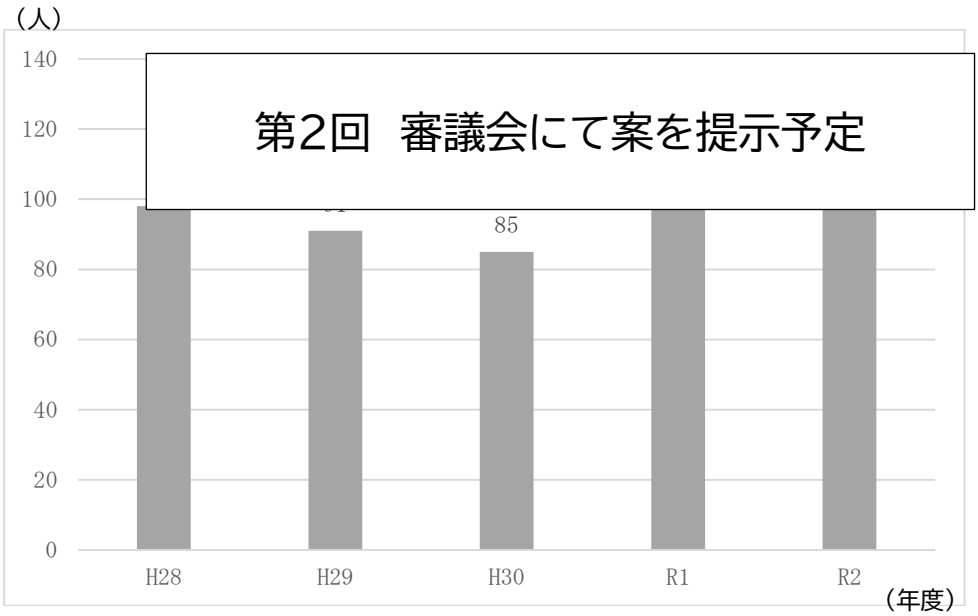
過去5年間の児発・放デイ等利用者数を掲載

第2回　審議会にて案を提示予定

（8）特別支援教育の利用状況

教育・保育施設などでの児童の様子や進めてきた指導など、また家庭での様子などについて、在籍する施設と保[illegible]では支援シートに書かれた内容に[illegible]スムーズな連携を図っており、提出[illegible]

過去5年間の特別支援教室・特別支援学級・
特別支援学校利用児童数を掲載



第2回　審議会にて案を提示予定

資料：昭島市教育委員会
指導課

3　昭島市児童発達支援計画における取組と課題

令和4年3月に策定した「昭島市児童発達支援計画」では、「早期の気づきと早期対応の充実」「学齢期における支援の充実」「関係機関との連携体制の構築」「保護者への支援体制の整備と充実」「要配慮児童を取り巻く環境の整備」の5つの支援の方針を定めました。それぞれの主な取組と課題は次のとおりです。

早期の気づきと早期対応の充実

【主な取組】

・子育て世代包括支援センターにおける乳幼児健康診査の結果、要経過観察と判断された児童について、月1回小児科専門医により健康診査を実施しています。

・子育て世代包括支援センターにおける児童の発達に関する相談については、保護者の同意を得て教育・発達総合 … 的な相談対応や所属機関での行動 …

第2回　審議会にて案を提示予定

・子育て世代包 … 言葉の遅れや行動面の発達に課題 … よっては教育・発達総合相談での相談につなぎ、健康課との連携を図りつつ公認心理師・臨床心理士などによる継続的な相談を行うなどの対応を図っています。

・教育・保育施設においては、集団で過ごす中で幼稚園
教諭や保育士などが児童の発達に関する課題や障害に気づく場合もあり、保護者に寄り添い共に成長を見守り信頼関係を育む中で、発達の様子を伝えています。

・令和2年3月に開設した教育・発達総合相談において、公認心理師・臨床心理士などが未就学児の発達に関する相談を受けており、相談から親子発達支援事業を利用し、その後、医療や児童発達支援へつながったケースがあります。

・親子発達支援事業については、児童の成長を感じることができ、発達に関する不安や心配を軽減できたとの意見がありました。児童発達支援の利用に移行する場合は、保護者の同意を得て引継ぎを実施しています。

【課題】

・発達に関する小児科専門医への受診は増加傾向にあり、適切な時期に受診できない状況があります。

・健康課における小児科専門医の説明内容について、保護者の受け止め方を確認し、保護者の納得が得られない場合や不安が強い場合は、より丁寧な支援が必要です。

・法定健診は3歳児健康診査までであり、これ以降に発達に関する課題が表出する児童に対して、就学までの間、発達・発育の状況を確認する体制についても検討する必要があります。

・早期対応につながるよう、保護者が児童の言葉や発達の遅れなどに気づき、身近な機関に相談するなどその児童に適した環境を理解し、安心して早期の療育を利用することができるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

学齢期における支援の充実

【主な取組】

・市では、平成 30 年2月に「第2次昭島市特別支援教育推進計画」を策定し、児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害[redacted]たインクルーシブ教育システム*

・平成 30 年度[redacted]和元年度より富士見丘小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級（さくら学級）を設置しました。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの間に、市内の市立小学校全校（13 校）に、特別支援教室*を開室し、拠点校4校と巡回校9校を設置して巡回指導体制を構築しています。さらに、令和3年度より市内の市立中学校全校（6校）に特別支援教室を開室し、拠点校1校と巡回校5校を設置して巡回指導体制を構築しています。

・放課後においては、市内の市立小学校全校（13 校）に 22 か所の学童クラブを設置し、各クラブ4名までの要配慮児童の受け入れ態勢を確保しています。要配慮児童2名につき1名の職員を加員配置し、発達障害への理解を得るために研修を実施しています。

【課題】

・学齢期において、学校や学童クラブで児童の困り感にはじめて気づくことがあり、発達障害などの社会的認知は進みつつありますが、さらなる理解を促すため啓発や研修の取組が必要です。

関係機関との連携体制の構築

【主な取組】

・要配慮児童への支援では、児童のライフステージに応じ、保健、医療、福祉、教育、就労などの多様な機関の協力が求[redacted]関に引き継ぎ、総合的な支援に[redacted]委員会と連携して「昭島市子育て[redacted]

・支援の情報が途切れないよう、発達相談で関わった公認心理師・臨床心理士などが就学相談を受け持っています。

【課題】

・多様なケースに適切に対応するため、専門的かつ必要な支援が途切れないように、個々の児童に応じた個別的で継続的な支援に取り組んでいく必要があります。

・「昭島市子育てサポートファイル」のさらなる周知と活用の仕組み作りが必要です。

・就学前後の支援情報の引継ぎのため、「就学支援シート」のさらなる有効活用を図っていくことも重要です。

保護者への支援体制の整備と充実

【主な取組】

・発達に関する相[redacted]けられるよう各部署で相談業務[redacted]

・令和2年3月に[redacted]発達総合相談」が

第2回　審議会にて案を提示予定
第2回　審議会にて案を提示予定
第2回　審議会にて案を提示予定

開設しました。0歳から 18 歳までの児童・生徒の教育や発達の悩みや心配ごとについて、本人・保護者からの相談を受けています。

・子ども家庭支援センターでは、児童と家庭に関する相談に応じ、要保護児童対策地域協議会*において関係機関と連携しながら、児童と家庭を支援するネットワークの構築を目指しています。

・要配慮児童一時預かり事業については、きょうだいの用事や保護者のリフレッシュのために児童を安心して預けることができ、利用者の事業に対する満足度は高くなっています。

・親子発達支援事業については、保護者学習会で要配慮児童の発達について学び、同じような悩みを持つ保護者と交流を持つことで、発達に関する不安や心配を軽減できるとの意見がありました。

【課題】

・発達に関する相談については、引き続き、関係機関との連携を深めた総合的な対応に努め、継続した支援体制のさらなる充実が必要です。

・養育者にとって何らかの育てにくさのある児童は虐待に至るおそれがあるため、 要配慮児童に関する相談については、多角的な視点での対応が必要であり、引き続き連携体制の構築が必要です。

・保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することがないよう、生活上の助言や保護者相互の交流などによる支援体制をさらに整備する必要があります。

・要配慮児童一時預かり事業の時間帯や利用枠の拡大への要望があります。

要配慮児童を取り巻く環境の整備

【主な取組】

・市が実施する巡回相談事業では、市内の教育・保育施設からの要望に応じて、幼稚園教諭・保育士から在園児の発達に ある相談員がその対応を検討し 。

・令和2年1月に民

・児童発達支援、放課後等デイサービスについては、利用者数の増加が続いており、事業所数も増加しています。

・保育所等訪問支援*については、サービス利用のニーズは高まっているものの、市内で実施している事業所が1ヶ所のみ（令和4年1月1日現在）であり、近隣市においても事業所の数が少ない状況です。

・発達障害などの社会的認知が広まっていますが、教育・発達総合相談などにおいては、自分の子どもが発達障害ではないかと不安が大きくなり、適切に児童の発達を把握したり、理解することができない保護者からの相談があります。一方で、要配慮児童への対応方法についての情報不足から、周囲の理解が浅く、育児に対する負担感を感じている相談もあります。

【課題】

・教育・保育施設が他機関と連携することが必要なケースが増えており、3歳児健康診査、就学相談などに適切につながる仕組みを考えていく必要があります。

・発達障害については、地域の関係機関やコミュニティにおける支援体制の確立が課題となっています。児童の育成に関わる機関や事業所などへの支援など、児童発達支援センターを中心に、支援体制の整備をし、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があります。

・保育所等訪問支援を効果的に活用し、教育・保育施設への理解と支援を進める必要があります。

第2回　審議会にて案を提示予定